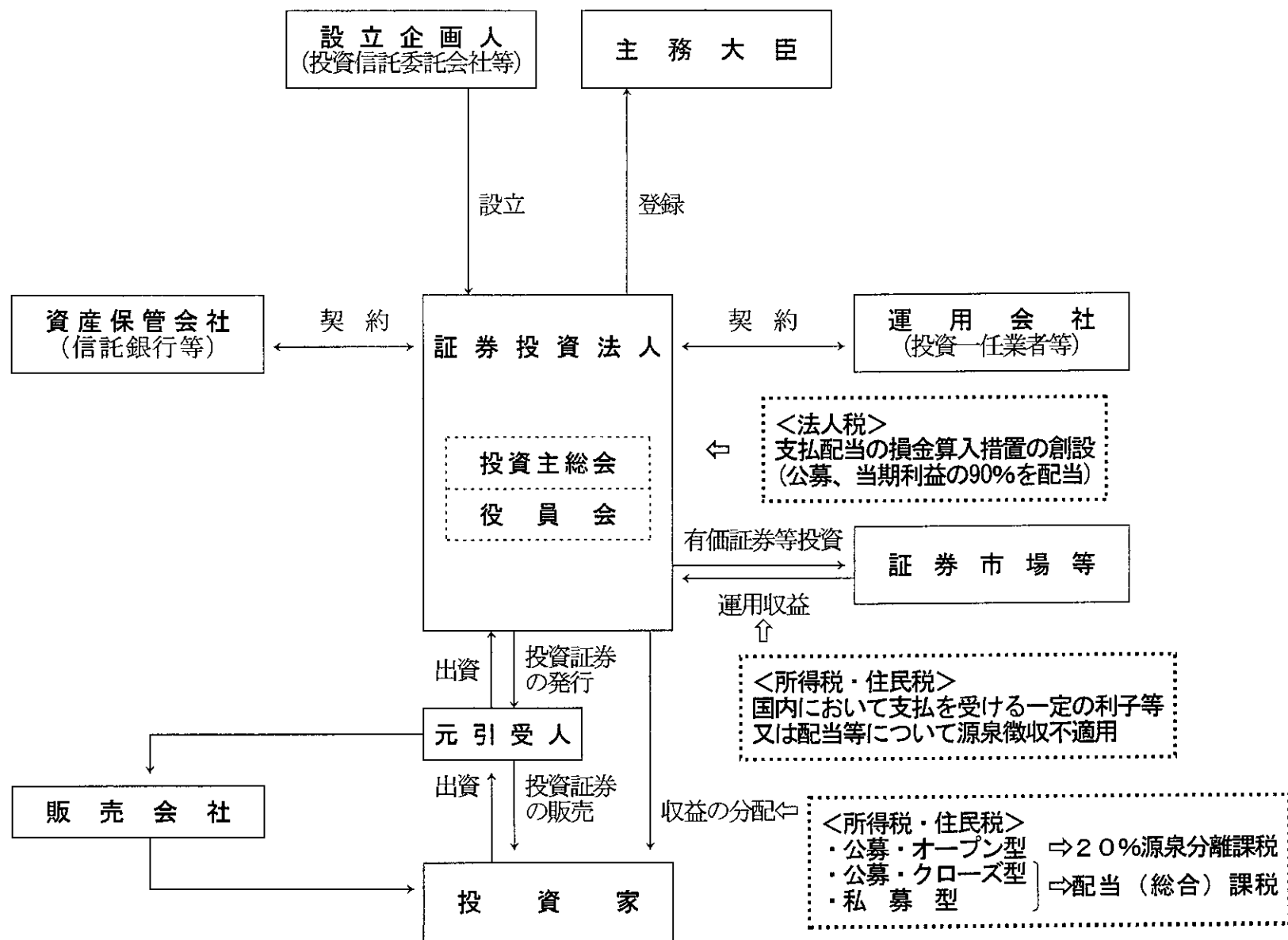
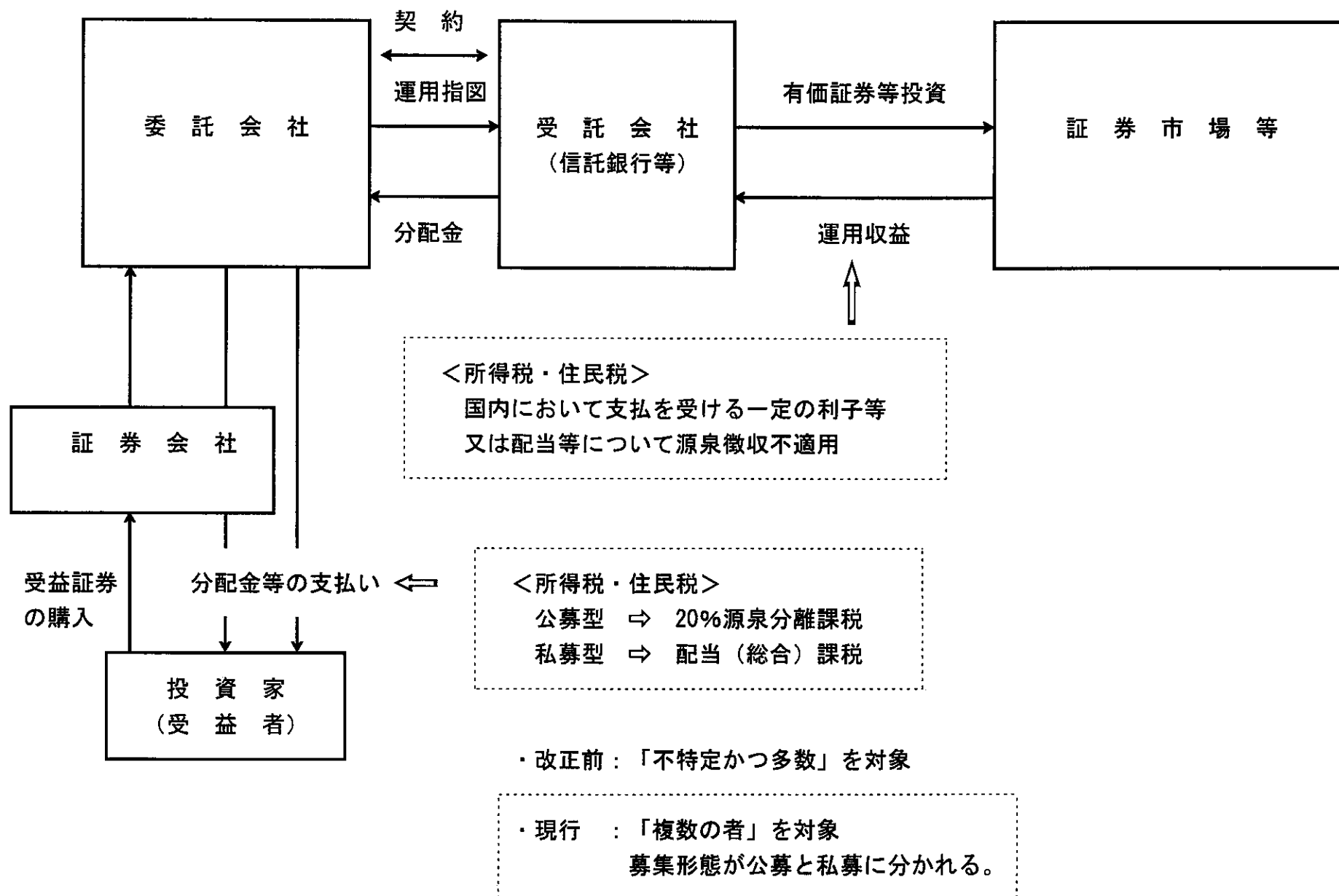


証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）（イメージ）



契約型証券投資信託（イメージ）



利付国債及び TB・FB に係る課税関係

(改正前)

(改正後)

利付国債

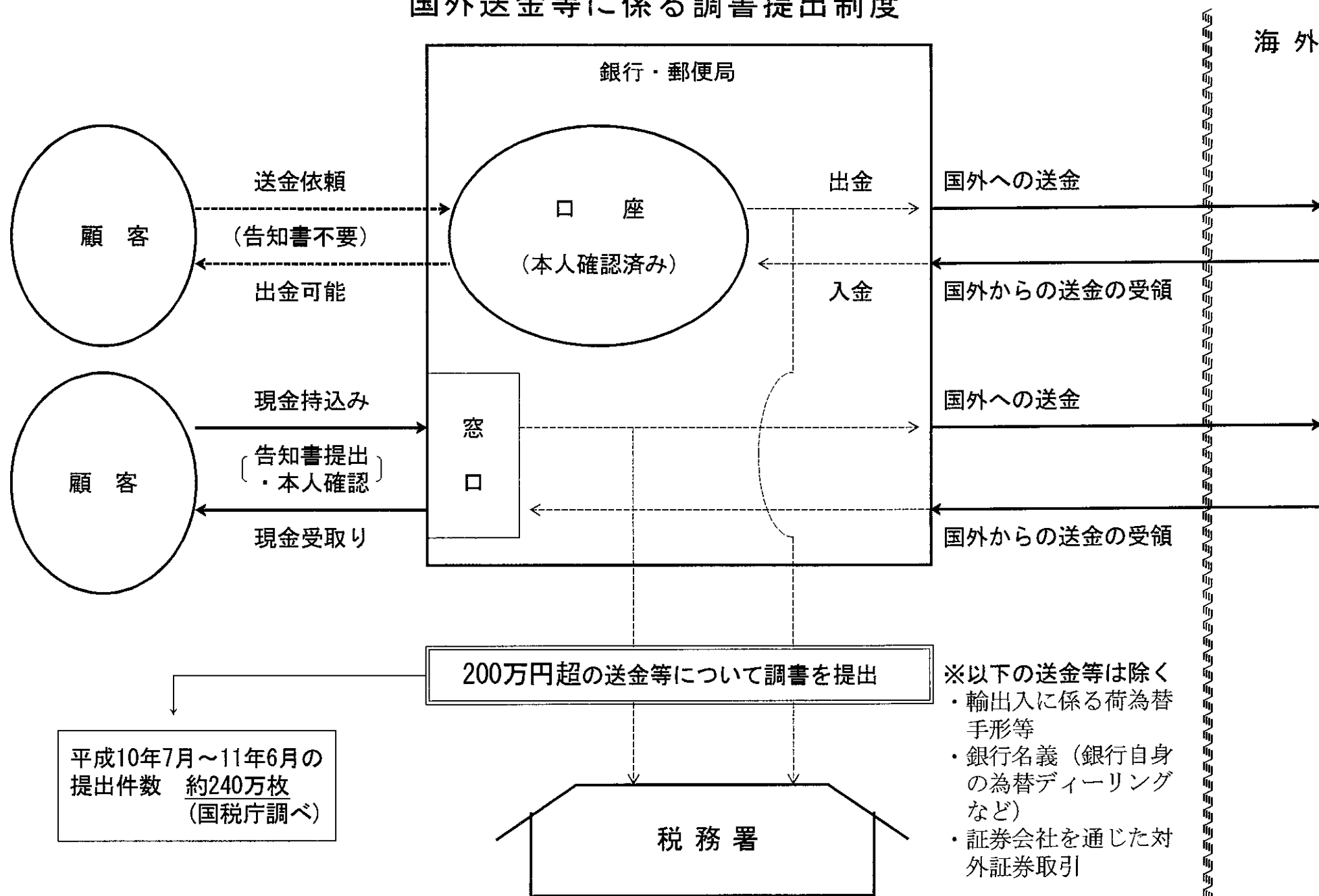
非居住者 外国法人	●利払時に15%の源泉分離課税	●振替決済制度の下で一括登録された国債の利子に対する源泉徴収の免除(非課税) (平成11年9月1日以後に開始する利子計算期間の利子について適用) ●本人確認、支払調書制度等の整備
居住者 内国法人	●利払時に20%の源泉分離課税 ●利払時に20%の源泉徴収(申告時に期間按分控除)	●同左
指定金融機関等 公共法人等	●源泉徴収なし(個別登録国債・振替決済国債) ●源泉徴収なし(個別登録国債・振替決済国債等)	●源泉徴収免除の対象から個別登録国債の利子を除外 (平成13年1月1日以後にその計算期間が開始する国債利子について適用)

TB・FB

●発行時に源泉徴収(18%) →外国中銀 取得時に全額還付 →外国法人 償還時に全額還付 →内国法人 申告時に通期控除 (注)上記の措置は、いずれも発行時から償還時までの期間を通じて振替決済制度内で一括登録されていたものに限る	●TB・FB(その発行されるもののすべてが発行と同時に振替決済制度内で一括登録されるものに限る)については、発行時の源泉徴収を免除 (平成11年4月1日以後に発行されるTB・FBについて適用) ●本人確認、支払調書制度等の整備
---	--

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
居 住 者 ・ 内国法人	20%の税率による源泉徴収	納税者番号の開示により総合課税 (注) 納税者番号を開示しない等 の場合には、31%の税率に よる裏打ち源泉徴収あり	総合課税（原則源泉徴収なし） (注) 受領者情報は税務当局に送 付される。	総合課税（30%の税率による源 泉徴収あり。店頭に利札を持参し た場合、35%の源泉徴収） (注) 必要経費控除後、3千マルク （約20.1万円）までの貯蓄者控 除あり	(a)総合課税（源泉徴収なし）又は (b)25%の税率による源泉分離課 税の選択 (注) 受領者情報は税務当局に送 付される
非居住者 ・ 外国法人	15%の税率による源泉分離課税 一括登録国債の利子は、本人確認 の上で非課税	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税	登録国債利子は、本人確認の上で 非課税 現物債（過去に発行）は20%の 源泉徴収	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税 （利札を店頭に持参した場合、35 %の税率で源泉徴収）	全て登録債であり、本人確認の上 で非課税
そ の 他	現物債あり	1983年より現物債なし	1987年より現物債なし	1972年より現物債なし （連邦長期国債）	1984年より現物債なし
	・ ブック・エントリー ・ その他登録債	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー	・ ブック・エントリー

国外送金等に係る調書提出制度



〔 新たな金融商品取引 〕

〔 租税回避の観点からの論点 〕

金融派生商品（デリバティブ）

先物、スワップ、オプション

証 券 化
流 動 化

SPV（特別目的会社、信託等）

仕 組 み 金 融
（ストラクチャード・ファイナンス）

集合投資スキーム

電 子 化

複雑化
多様化

課 税 繰 延

所 得 帰 属 主 体 の 変 更

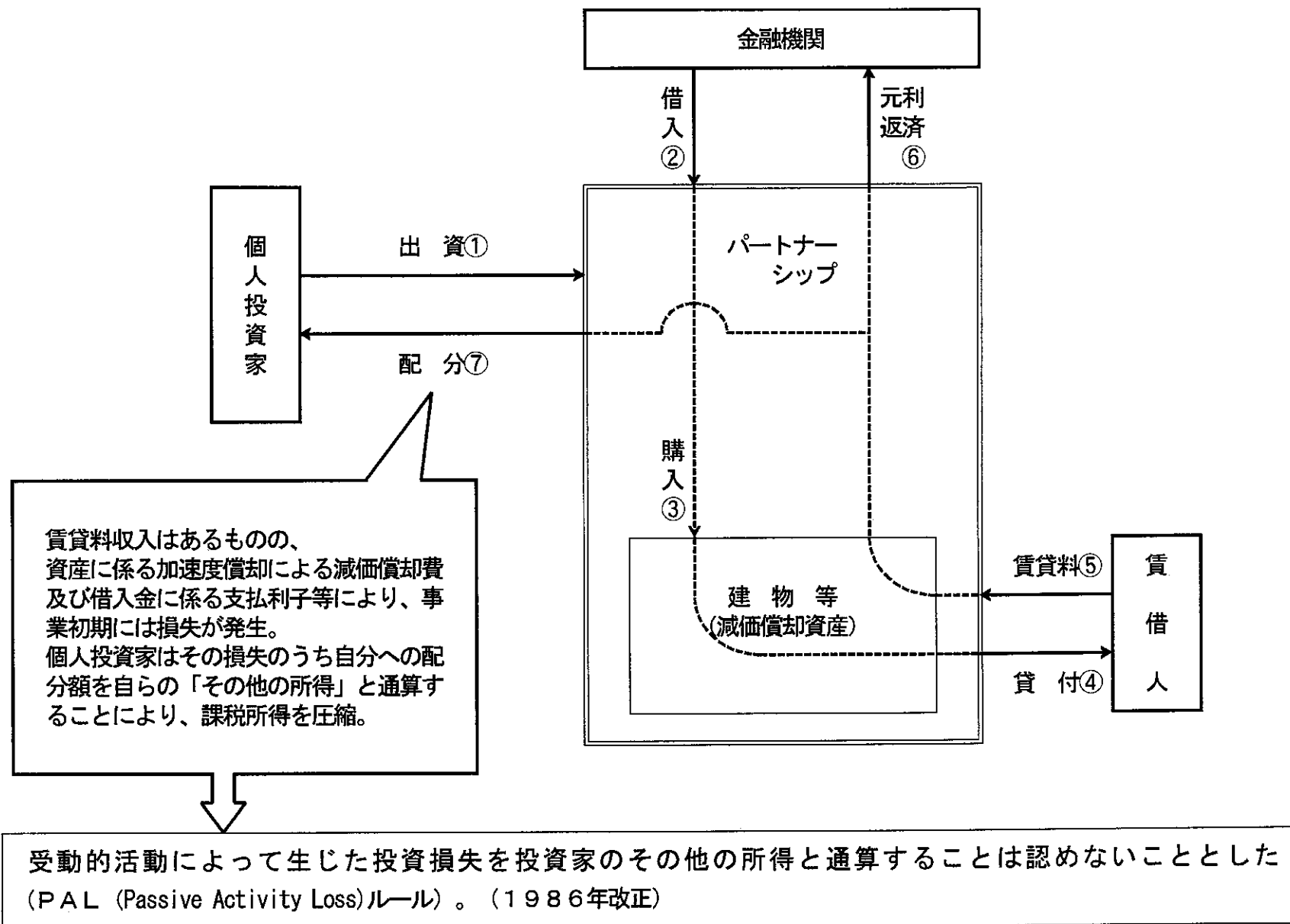
所 得 源 泉 地 の 転 換

所 得 種 類 の 転 換

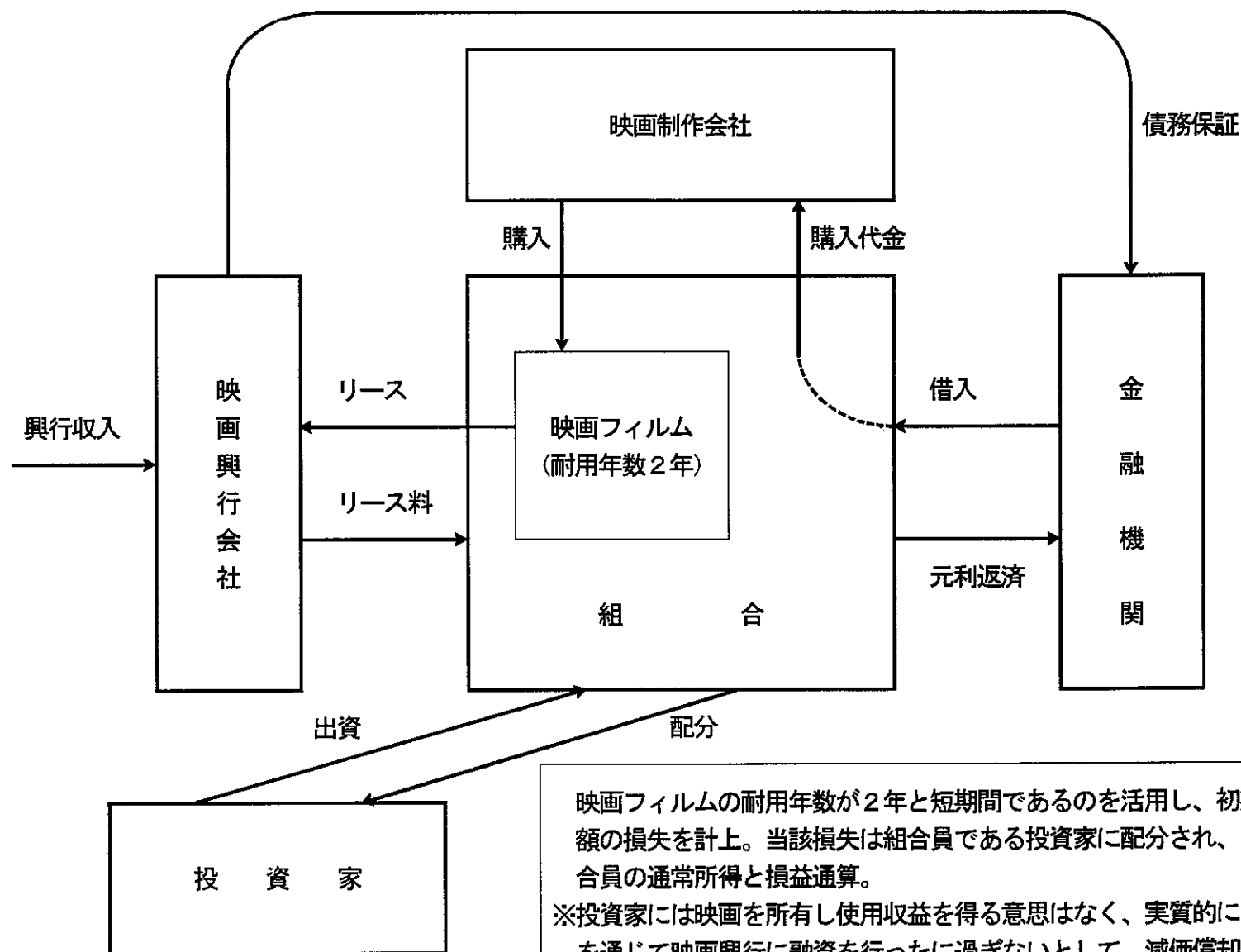
実 態 把 握 の 困 難

※SPV：special purpose vehicles

(参考) 不動産タックスシェルターの例 (米国)

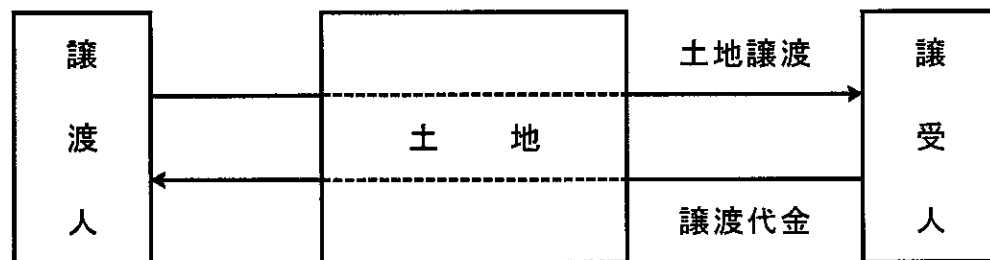


(参考) 映画フィルムのリースを行う組合を活用した事例



映画フィルムの耐用年数が2年と短期間であるのを活用し、初期に多額の損失を計上。当該損失は組合員である投資家に配分され、当該組合員の通常所得と損益通算。
 ※投資家には映画を所有し使用収益を得る意思はなく、実質的には組合を通じて映画興行に融資を行ったに過ぎないとして、減価償却の損金算入を認めなかった判例あり。

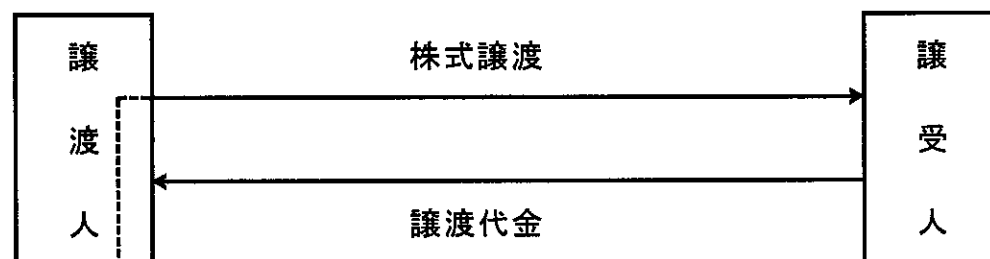
(参考) 所得種類の転換 (イメージ)



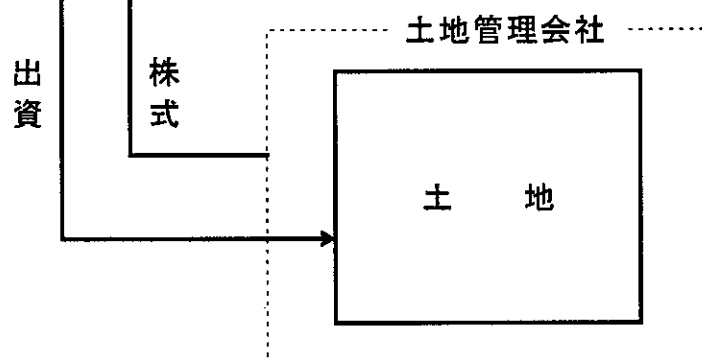
土地の譲渡所得



所得(分類)の変更を図ることにより税負担軽減



~~株式等の譲渡所得~~

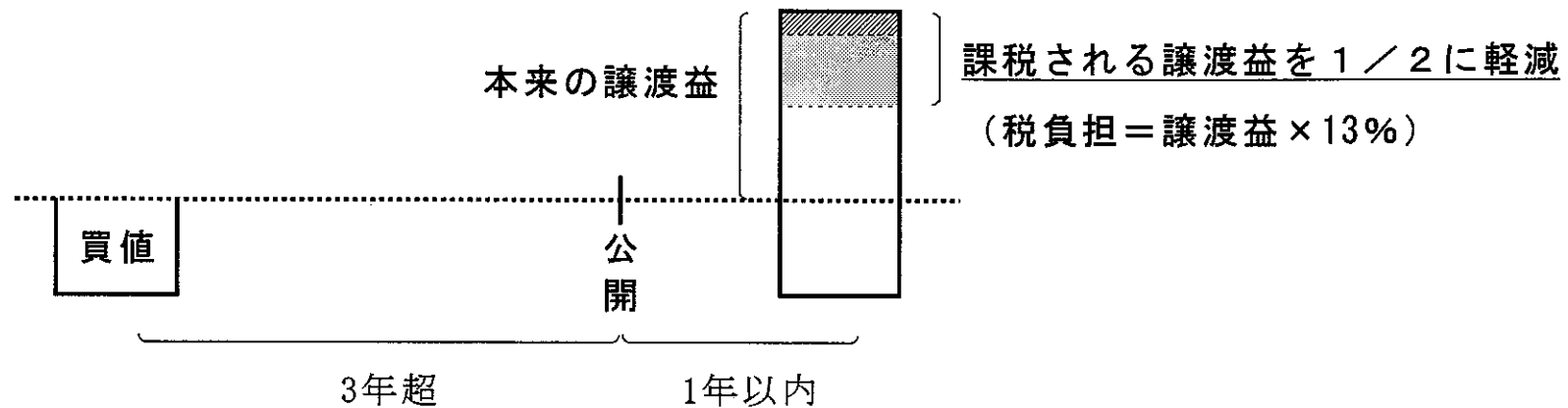


資産の大部分が土地（資産総額に占める短期所有土地の割合が70%以上等）であるようないわゆる土地管理会社等の株式・出資は、いわば「土地の塊」とみて、その株式等の譲渡について、土地等の譲渡所得として課税。（昭和48年度改正）

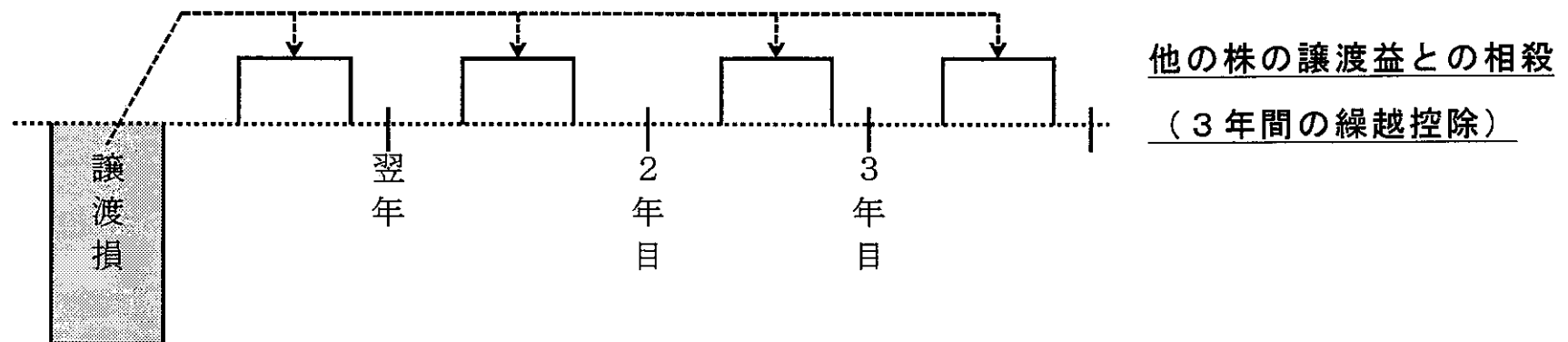
※ ただし、SPCの発行する一定の株式等は除く。

ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置

○ 株の公開に伴い譲渡益が生じた場合 —— いわゆる創業者利益への配慮



○ ベンチャー企業が失敗し、損失が生じた場合 —— いわゆるエンジェル税制

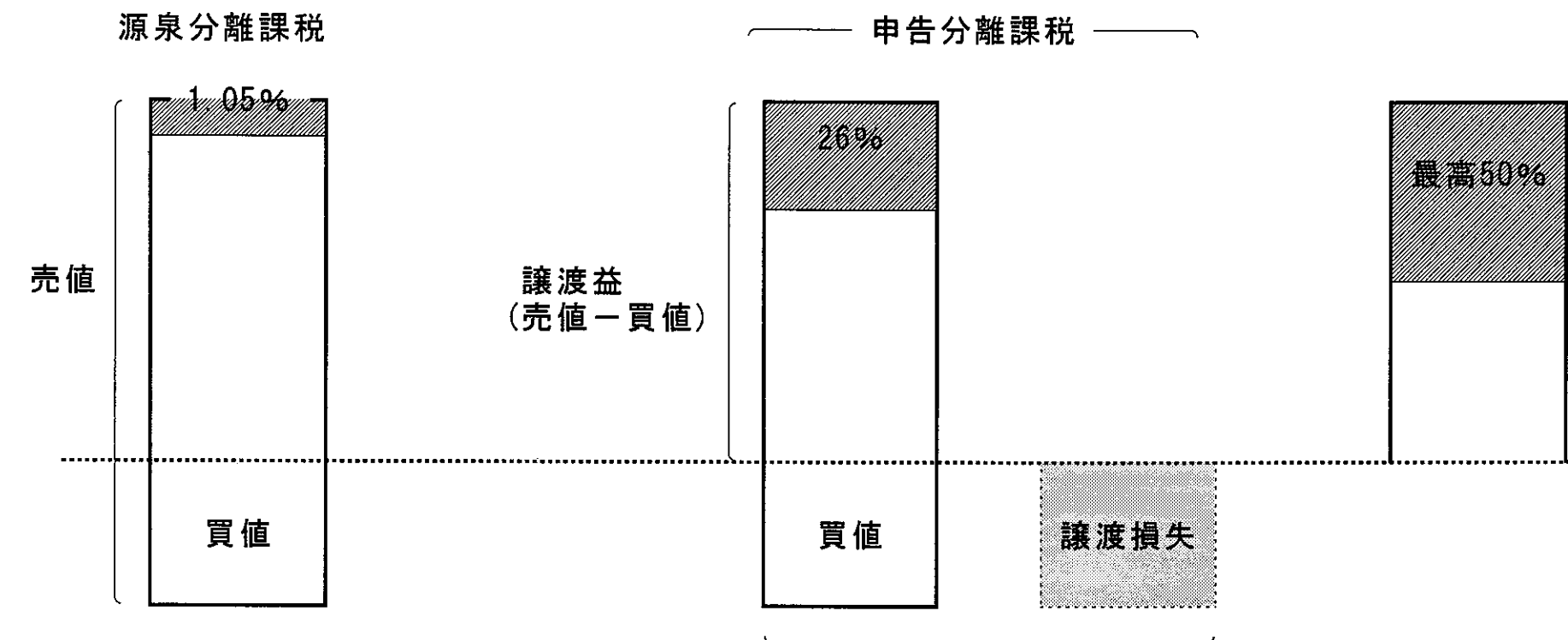


株式等譲渡益に対する課税制度 ----- 分離課税

 は税負担

[株式等の譲渡所得]

[給与・事業などの所得]



$$\begin{aligned} & \text{みなし譲渡益 (売値} \times 5.25\%) \times 20\% \text{ (住民税非課税)} \\ & = \underline{\text{売値} \times 1.05\%} \end{aligned}$$

※ 源泉分離課税の適用は13年3月まで

ベンチャー支援施策

○ ベンチャー支援のための法制

- ・「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（中小ベンチャー法）
- ・「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」（新規事業法）
- ・「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造変化への対応の円滑化に関する臨時措置法」（中小企業新分野進出等円滑化法） 等

○ 税制面の措置

<ベンチャー企業に対する税制>

- ・ 新規の取得設備の特別償却
又は法人税額の特別控除
- ・ 増加試験研究費の税額控除
- ・ 欠損金の繰越期間の特例
- ・ 欠損金の繰戻し還付 等

<個人投資家に対する税制>

- ・ 創業者利益に対する軽減措置
- ・ 「エンジェル税制」 等

土地の譲渡に係る課税譲渡所得の計算方法

譲 渡 価 額			
取 得 費	譲 渡 費 用	特 別 控 除	課 税 譲 渡 所 得



売却した土地や建物を買入れたときの購入代金（建物は減価償却費相当額控除後の金額）や購入時の仲介手数料などの合計。



土地や建物を売るために直接支出した費用で、次のようなもの。

- ① 仲介手数料
- ② 測量費用
- ③ 立退料
- ④ 建物を壊して土地を売ったときの取壊し費用など



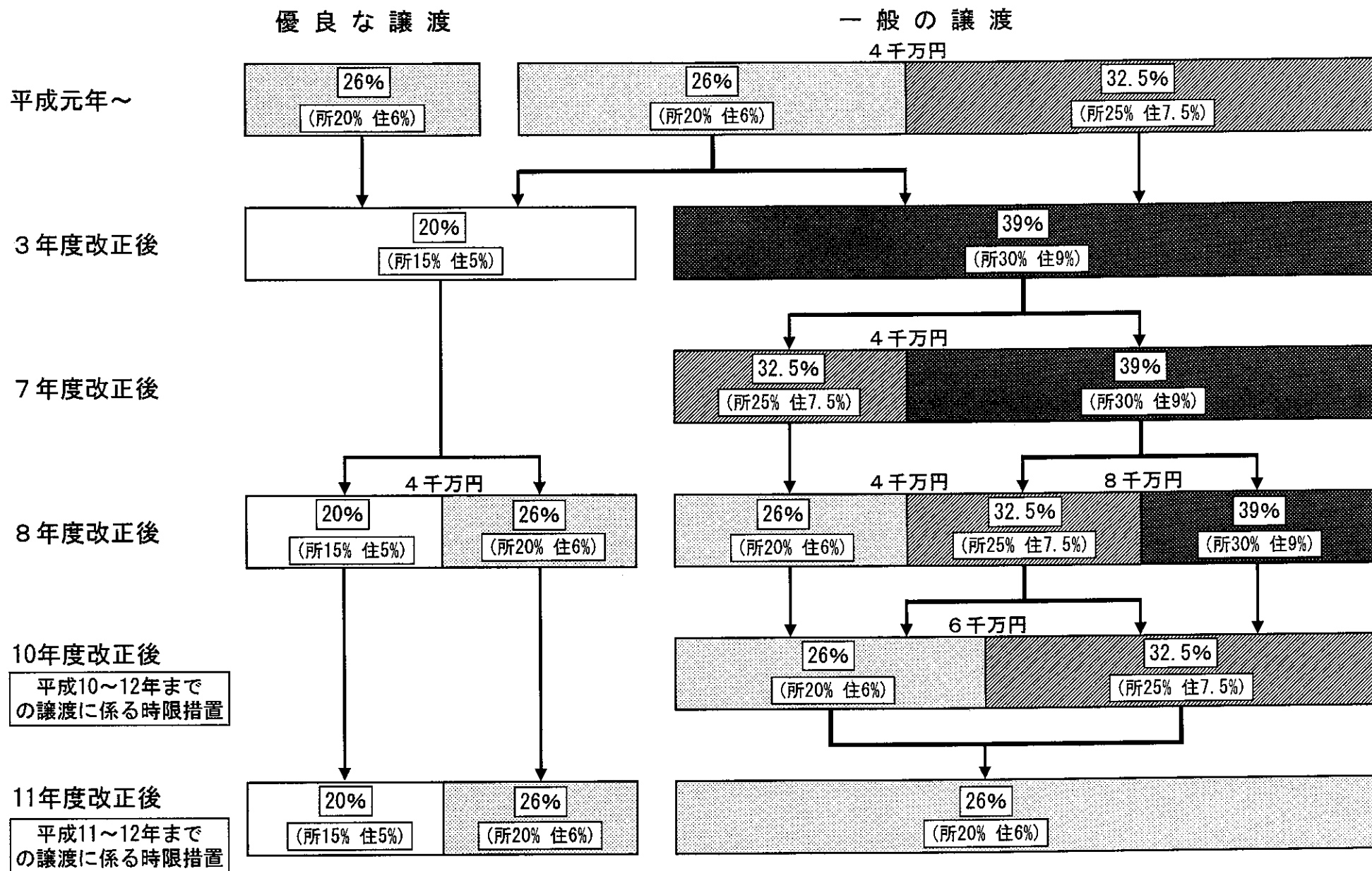
〔一般の場合〕
 長期譲渡所得 100万円
 短期譲渡所得 なし
 〔特別の場合〕
 ○自分が居住する家屋と土地の売却 …… 3,000万円
 ○収用 …… 5,000万円
 ○その他（2,000万円、1,500万円、800万円控除）

土地の譲渡所得の課税状況（9年分）

讓 渡 価 額 (22.6 兆円)		
取 得 費 ・ 讓 渡 費 用 (9.7 兆円)	讓 渡 益 (12.9 兆円)	
	特 別 控 除 等 (8.2 兆円)	課 税 讓 渡 所 得 (4.7 兆円)
輕 減 適 用 (1.1 兆円)		
一 般 適 用 (3.6 兆円)		

（備考）主税局調べ

個人の土地譲渡益課税の変遷



(注) 優良な譲渡：優良住宅地の造成等のための譲渡

土地譲渡益課税（特別控除と税率）

